



植害試験法の改正概要

消費・安全局 農産安全管理課

令和3年12月1日施行

農林水産省

植害試験の対象肥料又は原料（令和4年5月現在）

従前は、肥料で植害試験を行っていたが、副産肥料では、製品での植害試験がなく、一部の原料で、また、汚泥肥料等では、原料又は製品で植害試験となった。
改正後の植害試験の対象は以下の3タイプとなる。

製品について実施

1. 熔成けい酸りん肥（汚泥を原料として使用したもの）
2. 乾燥菌体肥料（特定の業において副産された主産物製造廃水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を濃縮、消化、脱水又は乾燥したものを使用したもの）
3. 菌体肥料
4. 熔成複合肥料（汚泥を原料として使用したもの）
5. 熔成けい酸質肥料

原料について実施

6. 副産肥料（植害試験の対象となっている原料（要植害確認原料）を使用したもの）

製品又は原料について実施

7. 汚泥肥料
8. 水産副産物発酵肥料
9. 硫黄及びその化合物

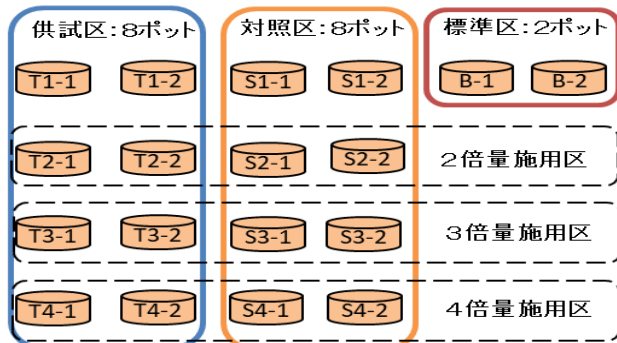
新旧の植害試験法について

大きな変更点

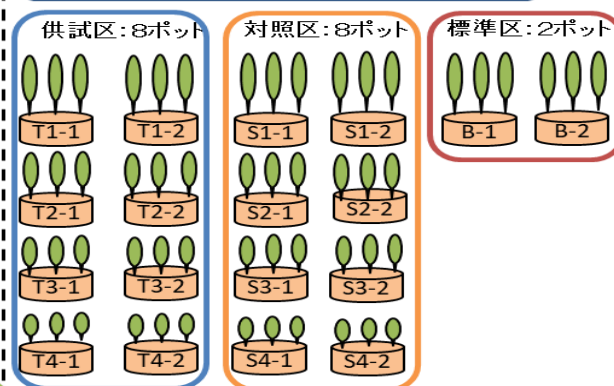
1. 対照区がなくなったこと
2. 2倍量、3倍量、4倍量といった施肥量を分けることもなくなったこと
3. 供試試料区平均値 < 標準区平均値、かつ、両区の有意差($p < 0.05$)がある場合には、異常とする条件を設定したこと

土壌の充てん、施肥、播種

<旧> ※ 本図では、供試試料区を供試区と略



①発芽率調査②葉長調査 ③症状判定



収量調査

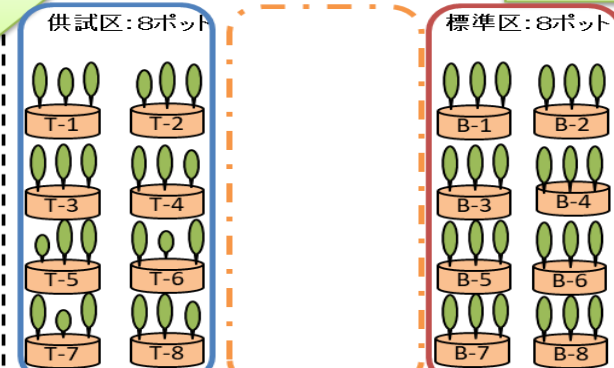
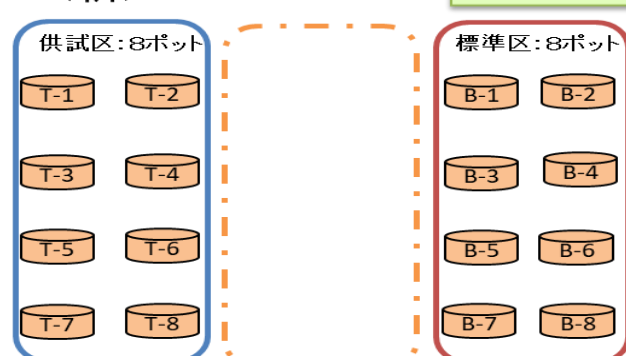
	発芽率	葉長	生体重	異常
T1	○%	○ cm	○ g	無
S1	○%	○ cm	○ g	無
B	○%	○ cm	○ g	無

異常症状の有無を総合的に判断

<新>

3週間栽培

収穫

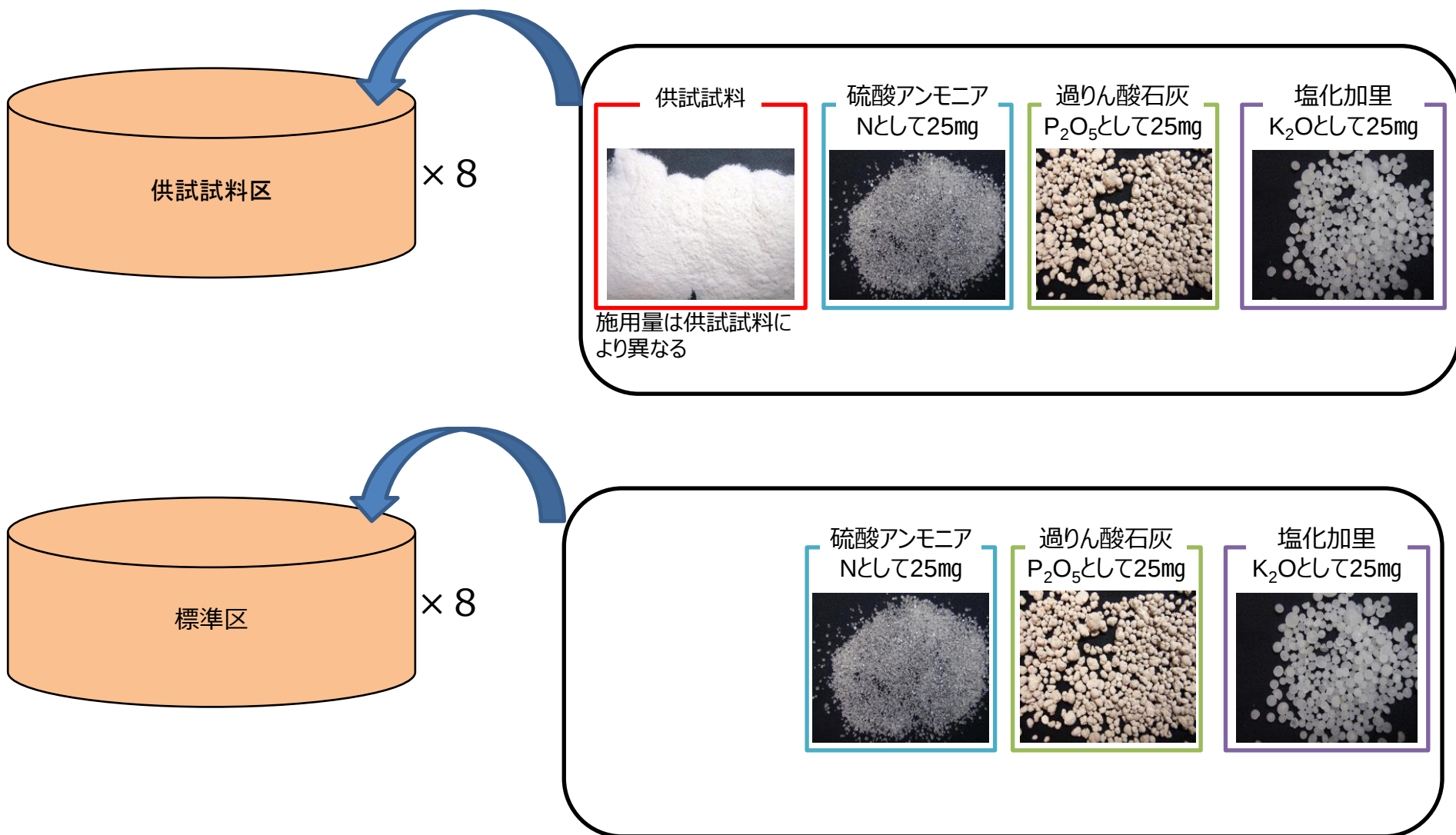


	発芽率	葉長	生体重	異常
T	○%	○ cm	○ g	有
B	○%	○ cm	○ g	無

t検定
($p < 0.05$)

上記の総合的判断のうち、生体重について、供試区平均値 < 標準区平均値、かつ、両区の有意差($p < 0.05$)がある場合、異常判定とする。

新植害試験法の供試試料・標準区の施用量（イメージ）



新植害試験法の供試試料区及び標準区の施用量

○ 供試試料区の試験容器当たりの施用量（標準施用量）については以下のとおり。

供試試料の種類

- ・ 窒素、りん酸又は加里を保証する肥料
- ・ 主として窒素、りん酸又は加里を含有する肥料原料
- ・ 汚泥肥料（焼成汚泥を原料とするものを除く）又は原料の下水汚泥、し尿汚泥、工業汚泥
- ・ 水産副産物発酵肥料

標準施用量

- ・ 窒素を保証する肥料又は主として窒素を含有する肥料原料は窒素として100mg（乾物あたり窒素が2%以下のものは乾物重量で5g）
- ・ 窒素を保証せずりん酸を保証する肥料又は主としてりん酸を含有する肥料原料はりん酸として100mg（りん酸吸収係数の高い土壤であるため、りん酸の施用量が不足するおそれのある場合には、100～200ミリグラム。）
- ・ 窒素、りん酸を保証せず加里を保証する肥料又は主として加里を含有する肥料原料は加里として100mg

＋いずれの場合も窒素、りん酸、加里各25mg

- ・ 液状の肥料
- ・ 液状の肥料原料
- ・ 窒素、りん酸及び加里を保証せず、それ以外の成分を保証する肥料
- ・ 主として窒素、りん酸、加里以外の成分を含有する肥料原料
- ・ 汚泥肥料（焼成汚泥を原料とするもの）又は焼成汚泥
- ・ 硫黄及びその化合物又は原料の硫黄含有物

- ・ その含有する主成分の通常の施用量
- ・ アルカリ分を保証する肥料又は主としてアルカリ分を含有する肥料原料の場合の標準施用量は、試験容器当たり、アルカリ分として0.5グラム（供試土壤が火山灰土壤等の強酸性土壤にあっては1グラム）となる量とする

＋いずれの場合も窒素、りん酸、加里各25mg

○ 標準区の試験容器当たりの施用量（標準施用量）は、窒素、りん酸、加里各25mg。

新植害試験方法の簡単な試験イメージ

1. 供試試料区及び標準区を各8個作る

2. 発芽率調査：発芽している本数をカウント（2～3回実施）

3. 生育調査1回目：葉長を測定する

4. 生育調査2回目：葉長を測定する、生体重を測定する

5. 生体重から統計処理を行う（f 検定をし、t 検定を行う）

随時、枯死等がない
か状況の確認

調査項目をまとめ、完了

(参考) 生体重判定フロー

